

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	16-1
許認可等の種類	家畜商の免許交付			
根拠法令条例等・条項	家畜商法第3条第1項			
許認可等の概要	家畜商になろうとする者に対する免許の交付。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<ol style="list-style-type: none"> 1 家畜取引業務に必要な知識を習得する講習会の課程修了者。 2 成年被後見人又は被保佐人ではない者。 3 禁錮刑又は家畜商法、家畜伝染病予防法、家畜取引法に違反し罰金刑に処せられ2年を経過している者。 4 免許の取消から2年を経過している者。 5 事業所が2以上ある場合、従業者のうち1人以上上記1に該当していること。 6 従業者のすべてが上記1～5に該当すること。 			
基準の制定根拠	同法施行令第1条			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	10日以内	(内訳) 経由機関(地域振興局) 協議機関() 処分庁 農政部園芸畜産課	7日以内	3日以内
期間の制定根拠	—			